

報告第1号

専決処分の報告について（訴えの提起：幼稚園保育料及び安全協力費請求事件）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、瑞穂市教育委員会に報告する。

令和2年1月30日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加納 博 明

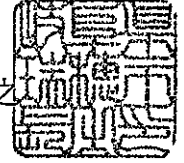
専決第2号

専 決 処 分 書

次のとおり水道料金、幼稚園保育料及び安全協力費の支払いを求める訴えを提起することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分する。

令和2年1月8日

瑞穂市長 森 和

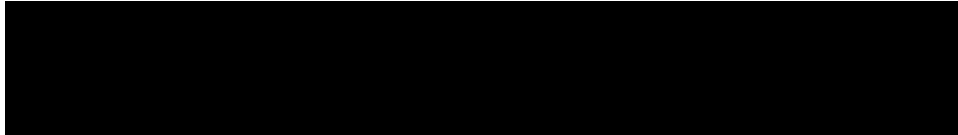


1 事件番号及び事件

岐阜簡易裁判所 令和元年（ハ）第936号、937号

水道料金等請求事件

2 訴えの相手方



3 訴えの趣旨

相手方に対し、水道料金、幼稚園保育料、安全協力費及びその申立手続費用の支払いを求め、訴えを提起するもの。

4 訴えの理由

市が実施した水道料金、幼稚園保育料及び安全協力費に関する支払督促の申立てに対して相手方から督促異議の申立てがあったため、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第395条の規定により、相手方に対し、当該滞納金とその申立手続費用を合わせて支払えとの判決を求めて訴えの提起があったものとみなされるもの。

5 訴えの対象債権等

120,217円

（内訳 水道料金7,937円、幼稚園保育料92,600円、安全協力費8,960円及びその申立手続費用10,720円）

6 事件に関する取扱い

本件については、訴え又は反訴を提起し、必要に応じ、控訴し、上訴し、和解し、反訴につき応訴し、又は訴えを取り下げ、強制執行申請をし、訴訟費用の確定、決定、同支払命令の申立てその他の必要な措置を行うものとする。

る。

なお、本件に係る一切の訴訟行為を市長又は市長の委任する者に行わせる。

議案第 1 号

瑞穂市次世代育成支援対策協議会委員の委嘱について

瑞穂市次世代育成支援対策協議会委員に別紙の者を委嘱したいので、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成 15 年瑞穂市教育委員会規則第 6 号）第 1 条第 11 号の規定により教育委員会の議決を求める。

令和 2 年 1 月 30 日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加 納 博 明

提案理由

瑞穂市次世代育成支援対策協議会委員が欠けたことから、瑞穂市附属機関設置条例（平成 20 年瑞穂市条例第 30 号）第 4 条第 2 項の規定により、瑞穂市次世代育成支援対策協議会委員を委嘱するもの。

瑞穂市次世代育成支援対策協議会委員

	氏名	任期	備考（委員構成区分）	
1	福本 勝代	令和2年2月12日から 令和2年3月25日まで	福祉関係者	瑞穂市民生児童委員協議会代表

議案第 2 号

瑞穂市放課後児童健全育成事業の届出等に関する要綱の制定について
瑞穂市放課後児童健全育成事業の届出等に関する要綱案を別添のとおり提出
する。

令和 2 年 1 月 3 0 日 提出

瑞穂市教育委員会教育長 加 納 博 明

提案理由

児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 3 4 条の 8 の規定により、国、
都道府県及び市町村以外の者が、放課後児童健全育成事業を行う際の届出等に
必要な事項を定めた要綱を制定するもの。

瑞穂市教育委員会告示第2号

瑞穂市放課後児童健全育成事業の届出等に関する要綱を次のように定める。

令和2年1月30日

瑞穂市教育委員会教育長 加 納 博 明

瑞穂市放課後児童健全育成事業の届出等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）及び児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「令」という。）に定めるもののほか、国、都道府県及び市町村以外の者が放課後児童健全育成事業を行う際の届出等について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において使用する用語の意義は、法及び令において使用する用語の例による。

(事業開始の届出)

第3条 法第34条の8第2項の規定による届出は、放課後児童健全育成事業開始届（様式第1号）により行うものとする。

2 前項の届出には、次の書類を添付しなければならない。

- (1) 事業者が法人である場合にあっては、その定款（権利能力のない社団である場合にあっては、その基本約款その他これに類するものの写し）
- (2) 運営規程
- (3) 職員名簿（職務の内容、経歴及び経験年数を併記したもの）
- (4) 放課後児童支援員の資格証明書等の写し
- (5) 事業の用に供する施設の平面図その他の概要がわかる書類
- (6) 当該事業開始初年度の収支予算書及び事業計画書
- (7) その他教育長が必要と認める書類

(事業変更の届出)

第4条 法第34条の8第3項の規定による届出は、放課後児童健全育成事業変更届（様式第2号）により行うものとする。ただし、教育長が軽微な変更と認める場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、次条の規定により放課後児童健全育成事業の休止の届出をした者が、休止した当該届出に係る事業を再開する場合に準用する。

3 前2項の届出には、前条第2項に定める書類（変更のあった事項に係るものに限る。）を添付しなければならない。

(事業廃止又は休止の届出)

第5条 法第34条の8第4項の規定による届出は、放課後児童健全育成事業廃止（休止）届（様式第3号）により行うものとする。

（基準の遵守及び報告）

第6条 事業者は、法第34条の8の2第3項に基づき、瑞穂市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年瑞穂市条例第23号。以下「条例」という。）を遵守しなければならない。

2 事業者は、利用者に対する支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに教育長に報告しなければならない。

（調査及び立入調査等）

第7条 教育長は、法第34条の8の3第1項に基づき、事業者に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその事業を行う場所に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 教育長は、法第34条の8の3第3項に基づき、事業が条例に定める基準に適合しないと認めるときは、事業者に対し、必要な行政指導を行うことができる。

3 教育長は、法第34条の8の3第4項に基づき、必要と認めるときは、瑞穂市行政手続条例（平成15年瑞穂市条例第9号）に定める手続きに従い、事業者に対し、その事業の制限又は停止を命ずることができる。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

瑞穂市教育委員会教育長 宛

事業者

住所（法人又は団体にあつては主たる事務所の所在地）

氏名（法人名又は団体名及び代表者の職氏名）

⑨

児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を開始したいので、同法第34条の8第2項及び児童福祉法施行規則第36条の32の2第1項の規定により届け出ます。

事業の内容	
併設事業 (該当する場合のみ)	

職員の定数	職員数 人（内訳：放課後児童支援員 人、補助員 人 その他（事務員等） 人）
施設の名称	
施設の種別	
施設の所在地	〒 - TEL: FAX: メールアドレス: 所在地の小学校区 小学校区
面積及び構造	専用区画： m ² [定員1人当たりの面積： m ²] その他（併設事業等）： m ² 建物の構造： 造 階建の 階 <input type="checkbox"/> 戸建 <input type="checkbox"/> 集合住宅の一室 <input type="checkbox"/> 店舗用物件 <input type="checkbox"/> 保育園・幼稚園の一部
定員及び支援の単位数	定員 人 / 支援の単位数 単位ごとの定員内訳
事業開始予定年月日	

書類を添付	<input type="checkbox"/> 定款その他の基本約款 <input type="checkbox"/> 運営規程 <input type="checkbox"/> 主な職員の氏名、経歴及び経験年数（名簿等を添付） <input type="checkbox"/> 職務の内容（上記の名簿等に記載） <input type="checkbox"/> 放課後児童支援員の資格証明書等の写し <input type="checkbox"/> 事業の用に供する建物その他設備の概要書（平面図等を添付） <input type="checkbox"/> 事業開始初年度の収支予算書及び事業計画書 <input type="checkbox"/> その他教育長が必要と認める書類
-------	---

- 備考 1 「事業の内容」欄には、実施する放課後児童健全育成事業の概略を記載してください。
 2 利用者向けのパンフレット等があれば、参考に添付してください。

放課後児童健全育成事業変更届

年 月 日

瑞穂市教育委員会教育長 宛

事業者

住所（法人又は団体にあつては主たる事務所の所在地）

氏名（法人名又は団体名及び代表者の職氏名）

印

年 月 日に事業開始の届出を行った事業について、次のとおり変更したので、児童福祉法第34条の8第3項の規定により届け出ます。

施設 の 名 称																
施設 の 所 在 地		〒 - TEL: FAX: メールアドレス:														
変更する事項 (該当する事項 の番号に○)		<table border="0"> <tr> <td>1 事業の種類及び内容</td> <td>8 建物その他の設備の規模及び構造並びにその図面</td> </tr> <tr> <td>2 事業者の住所及び氏名</td> <td>9 定款その他の基本約款</td> </tr> <tr> <td>3 職員の定数及び職務内容</td> <td>10 運営規程</td> </tr> <tr> <td>4 主な職員の氏名及び経歴</td> <td>11 事業開始の予定年月日</td> </tr> <tr> <td>5 施設の名称</td> <td>12 その他 ()</td> </tr> <tr> <td>6 施設の種類</td> <td></td> </tr> <tr> <td>7 施設の所在地</td> <td></td> </tr> </table>	1 事業の種類及び内容	8 建物その他の設備の規模及び構造並びにその図面	2 事業者の住所及び氏名	9 定款その他の基本約款	3 職員の定数及び職務内容	10 運営規程	4 主な職員の氏名及び経歴	11 事業開始の予定年月日	5 施設の名称	12 その他 ()	6 施設の種類		7 施設の所在地	
1 事業の種類及び内容	8 建物その他の設備の規模及び構造並びにその図面															
2 事業者の住所及び氏名	9 定款その他の基本約款															
3 職員の定数及び職務内容	10 運営規程															
4 主な職員の氏名及び経歴	11 事業開始の予定年月日															
5 施設の名称	12 その他 ()															
6 施設の種類																
7 施設の所在地																
変更内容 (「変更する事項」 欄において○をした 番号に応じて記載)	変更前															
	変更後															
事業変更年月日																

備考

- 「1 事業の種類及び内容」の変更の場合は、事業の概略を記載の上、事業開始初年度の収支予算書及び事業計画書を添付すること。
- 「3 職員の定数及び職務内容」の変更の場合は、職務の内容を確認できる書類を添付すること。
- 「4 主な職員の氏名及び経歴」の変更の場合は、氏名及び生年月日、資格の有無その他の経歴を確認できる書類を添付すること。
- 「7 施設の所在地」及び「8 建物その他の設備の規模及び構造並びにその図面」の変更の場合は、変更後の平面図等を添付すること。
- 「9 定款その他の基本約款」及び「10 運営規程」の変更の場合は、変更後の書類を添付すること。

様式第3号（第5条関係）

放課後児童健全育成事業廃止（休止）届

年 月 日

瑞穂市教育委員会教育長 宛

事業者

住所（法人又は団体にあつては主たる事務所の所在地）

氏名（法人名又は団体名及び代表者の職氏名）

印

年 月 日に事業開始の届出を行った事業について、次のとおり廃止（休止）するので、児童福祉法第34条の8第4項及び児童福祉法施行規則第36条の32の3の規定により届け出ます。

施設 の 名 称	
施設 の 所 在 地	〒 - TEL: FAX: メールアドレス:
事業廃止（休止） 年月日	
休止予定期間 (該当する場合のみ)	
廃止（休止）理由	
現に便宜を受けている利用者に対する措置	

※「現に便宜を受けている利用者に対する措置」について補足説明等が必要な場合は書面（任意様式）添付のこと

議案第 3 号

瑞穂市公民館条例施行規則等の一部を改正する規則について

瑞穂市公民館条例施行規則（平成 27 年教育委員会規則第 10 号）の一部を改正する規則案を別紙のとおり提出する。

令和 2 年 1 月 30 日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加 納 博 明

提案理由

瑞穂市公民館条例等の一部を改正する条例の施行に伴い、使用料減額に関する備考の追加及び様式の修正を行うため、瑞穂市公民館施行規則の一部を改正するもの。

瑞穂市公民館条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年1月30日

瑞穂市教育委員会教育長

瑞穂市教育委員会規則第1号

瑞穂市公民館条例施行規則等の一部を改正する規則

(瑞穂市公民館条例施行規則の一部改正)

第1条 瑞穂市公民館条例施行規則(平成15年瑞穂市教育委員会規則第18号)の一部を次のように改正する。

第8条を次のように改める。

(使用料の減免)

第8条 条例第8条の規定により、使用料を減額し、又は免除することができる場合及び減額の範囲は、次のとおりとする。

(1) 減額できる範囲

1 利用者が、社会教育、芸術文化又は社会福祉の普及又は活動を公益的又は公共的に開催するために利用する場合	100分の50
2 県域で構成する社会教育団体、芸術文化団体、社会福祉団体その他の公共的な団体が、その目的のために利用する場合	
3 その他教育委員会が必要と認めた場合	

備考 使用料を減額して算出した使用料に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(2) 免除できる範囲

ア 市(市議会並びに市の附属機関及び出先機関を含む。以下同じ。)、市が構成員である団体又は市が構成員である特別地方公共団体が、その行政目的のために利用する場合

イ 教育委員会(教育委員会の附属機関及び出先機関を含む。以下同じ。)、市立学校若しくは市立幼稚園又は教育委員会、市立学校若しくは市立幼稚園が構成員である団体が、その教育目的のために利用する場合

ウ 市内の社会教育団体、芸術文化団体、社会福祉団体その他の公共的な団体が、その目的のために利用する場合

エ アからウまでに掲げるもののほか、教育委員会が必要と認めた場合

様式第2号中

利 用 施 等 の 名 称	瑞穂市 穂積公 民館	1 大ホール全面 2 大ホール半面(前・後 ステージ有・無)
		3 第1会議室 4 第2会議室 5 第3会議室
		6 第4会議室 7 第1修養室 8 第2修養室
	9 第3修養室 10 大和室 11 調理室	
	瑞穂市 巢南公 民館	1 多目的ホール全面 2 多目的ホール半面(前・後 ステージ有・無)
		3 第1講義室 4 第2講義室 5 ふれあいホール 6 第1研修室
7 第2研修室 8 和室研修室 1 9 和室研修室 2 10 調理室 11 相談室(1・2・3)		

利 用 施 等 の 名 称	瑞穂市 穂積公 民館	1 大ホール全面 2 大ホール半面(前・後 ステージ有・無)
		3 第1会議室 4 第2会議室 5 第3会議室
		6 第4会議室 7 第1修養室 8 第2修養室
	9 第3修養室 10 大和室 11 調理室	
	瑞穂市 巢南公 民館	1 多目的ホール全面 2 多目的ホール半面(前・後 ステージ有・無)
		3 第1講義室 4 第2講義室 5 ふれあいホール 6 第1研修室
7 第2研修室 8 和室研修室 1 9 和室研修室 2 10 調理室		

改める。

(瑞穂市教育支援センター条例施行規則の一部改正)

第2条 瑞穂市教育支援センター条例施行規則(平成22年瑞穂市教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第9条を次のように改める。

(使用料の減免)

第9条 条例第14条の規定により、使用料を減額し、又は免除することができる場合及び減額の範囲は、次のとおりとする。

(1) 減額できる範囲

1 利用者が、社会教育、芸術文化又は社会福祉の普及又は活動を公益的又は公共的に開催するために利用する場合	100分の50
2 県域で構成する社会教育団体、芸術文化団体、社会福祉団体その他の公共的な団体が、その目的のために利用する場合	
3 その他教育委員会が必要と認めた場合	

備考 使用料を減額して算出した使用料に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(2) 免除できる範囲

ア 市（市議会並びに市の附属機関及び出先機関を含む。以下同じ。）、市が構成員である団体又は市が構成員である特別地方公共団体が、その行政目的のために利用する場合

イ 教育委員会（教育委員会の附属機関及び出先機関を含む。以下同じ。）、市立学校若しくは市立幼稚園又は教育委員会、市立学校若しくは市立幼稚園が構成員である団体が、その教育目的のために利用する場合

ウ 市内の社会教育団体、芸術文化団体、社会福祉団体その他の公共的な団体が、その目的のために利用する場合

エ アからウまでに掲げるもののほか、教育委員会が必要と認めた場合
附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の瑞穂市公民館条例施行規則及び瑞穂市教育支援センター条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後の施設等の利用又は使用から適用し、同日前の施設等の利用又は使用については、なお従前の例による。

（準備行為）

3 この規則の施行のために必要な準備行為は、この規則の施行日前においても行うことができる。

瑞穂市公民館条例施行規則新旧対照表（第1条関係）その1

改正案	現行												
<p>(使用料の減免)</p> <p>第8条 条例第11条の規定により、使用料を減額し、又は免除することができる場合及び減額の範囲は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 減額できる範囲</p> <table border="1" data-bbox="264 448 1072 759"> <tr> <td data-bbox="264 448 831 552">1 利用者が、社会教育、芸術文化又は社会福祉の普及又は活動を公益的又は公共的に開催するために利用する場合</td> <td data-bbox="831 448 1072 552">100分の50</td> </tr> <tr> <td data-bbox="264 552 831 655">2 県域で構成する社会教育団体、芸術文化団体、社会福祉団体その他の公共的な団体が、その目的のために利用する場合</td> <td data-bbox="831 552 1072 655"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="264 655 831 759">3 その他教育委員会が必要と認めた場合</td> <td data-bbox="831 655 1072 759"></td> </tr> </table> <p><u>備考 使用料を減額して算出した使用料に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。</u></p> <p>(2) 略</p> <p>※様式の変更は次ページのとおり</p>	1 利用者が、社会教育、芸術文化又は社会福祉の普及又は活動を公益的又は公共的に開催するために利用する場合	100分の50	2 県域で構成する社会教育団体、芸術文化団体、社会福祉団体その他の公共的な団体が、その目的のために利用する場合		3 その他教育委員会が必要と認めた場合		<p>(使用料の減免)</p> <p>第8条 条例第11条の規定により、使用料を減額し、又は免除することができる場合及び減額の範囲は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 減額できる範囲</p> <table border="1" data-bbox="1187 448 1995 759"> <tr> <td data-bbox="1187 448 1753 552">1 利用者が、社会教育、芸術文化又は社会福祉の普及又は活動を公益的又は公共的に開催するために利用する場合</td> <td data-bbox="1753 448 1995 552">100分の50</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1187 552 1753 655">2 県域で構成する社会教育団体、芸術文化団体、社会福祉団体その他の公共的な団体が、その目的のために利用する場合</td> <td data-bbox="1753 552 1995 655"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1187 655 1753 759">3 その他教育委員会が必要と認めた場合</td> <td data-bbox="1753 655 1995 759"></td> </tr> </table> <p>(2) 略</p> <p>※様式の変更は次ページのとおり</p>	1 利用者が、社会教育、芸術文化又は社会福祉の普及又は活動を公益的又は公共的に開催するために利用する場合	100分の50	2 県域で構成する社会教育団体、芸術文化団体、社会福祉団体その他の公共的な団体が、その目的のために利用する場合		3 その他教育委員会が必要と認めた場合	
1 利用者が、社会教育、芸術文化又は社会福祉の普及又は活動を公益的又は公共的に開催するために利用する場合	100分の50												
2 県域で構成する社会教育団体、芸術文化団体、社会福祉団体その他の公共的な団体が、その目的のために利用する場合													
3 その他教育委員会が必要と認めた場合													
1 利用者が、社会教育、芸術文化又は社会福祉の普及又は活動を公益的又は公共的に開催するために利用する場合	100分の50												
2 県域で構成する社会教育団体、芸術文化団体、社会福祉団体その他の公共的な団体が、その目的のために利用する場合													
3 その他教育委員会が必要と認めた場合													

瑞穂市公民館条例施行規則新旧対照表（第1条関係）

改正案				現行																			
<p>様式第2号(第5条関係)</p> <p>次のとおり承認する。</p> <table border="1" style="width:100%; height:40px;"> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>												<p>様式第2号(第5条関係)</p> <p>次のとおり承認する。</p> <table border="1" style="width:100%; height:40px;"> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>											
<p>公民館利用許可申請書</p> <p>(申請日 年 月 日)</p> <p>公民館長 様</p> <p style="text-align:right;">登録番号 団体名 申請者 郵便番号 〒 住所 氏名 電話番号</p> <p>次のとおり公民館の利用を許可されるよう申請します。 利用に際しては社会教育法、瑞穂市公民館条例及び同施行規則並びに職員の指示を遵守します。</p>				<p>公民館利用許可申請書</p> <p>(申請日 年 月 日)</p> <p>公民館長 様</p> <p style="text-align:right;">登録番号 団体名 申請者 郵便番号 〒 住所 氏名 電話番号</p> <p>次のとおり公民館の利用を許可されるよう申請します。 利用に際しては社会教育法、瑞穂市公民館条例及び同施行規則並びに職員の指示を遵守します。</p>																			
利用施設等の名称	瑞穂市 穂積公民館	1 大ホール全面 2 大ホール半面(前・後 ステージ 有・無) 3 第1会議室 4 第2会議室 5 第3会議室 6 第4会議室 7 第1修養室 8 第2修養室 9 第3修養室 10 大和室 11 調理室		利用施設等の名称	瑞穂市 穂積公民館	1 大ホール全面 2 大ホール半面(前・後 ステージ 有・無) 3 第1会議室 4 第2会議室 5 第3会議室 6 第4会議室 7 第1修養室 8 第2修養室 9 第3修養室 10 大和室 11 調理室																	
	瑞穂市 東南公民館	1 多目的ホール全面 2 多目的ホール半面(前・後 ステージ 有・無) 3 第1講義室 4 第2講義室 5 ふれあいホール 6 第1研修室 7 第2研修室 8 和室研修室1 9 和室研修室2 10 調理室			瑞穂市 東南公民館	1 多目的ホール全面 2 多目的ホール半面(前・後 ステージ 有・無) 3 第1講義室 4 第2講義室 5 ふれあいホール 6 第1研修室 7 第2研修室 8 和室研修室1 9 和室研修室2 10 調理室 11 相談室(1・2・3)																	
利用する附属設備等の名称及び数量				利用する附属設備等の名称及び数量																			
利用時間	年 月 日() 時 分～ 年 月 日() 時 分			利用時間	年 月 日() 時 分～ 年 月 日() 時 分																		
利用目的及び行事内容			利用予定人員	人	利用目的及び行事内容			利用予定人員	人														
※				※																			
摘要				摘要																			

瑞穂市教育支援センター条例施行規則新旧対照表（第2条関係）

改正案	現行												
<p>(使用料の減免)</p> <p>第9条 条例第14条の規定により、使用料を減額し、又は免除することができる場合及び減額の範囲は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 減額できる範囲</p> <table border="1" data-bbox="264 448 1072 759"> <tr> <td data-bbox="264 448 828 552">1 利用者が、社会教育、芸術文化又は社会福祉の普及又は活動を公益的又は公共的に開催するために利用する場合</td> <td data-bbox="828 448 1072 552">100分の50</td> </tr> <tr> <td data-bbox="264 552 828 655">2 県域で構成する社会教育団体、芸術文化団体、社会福祉団体その他の公共的な団体が、その目的のために利用する場合</td> <td data-bbox="828 552 1072 655"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="264 655 828 759">3 その他教育委員会が必要と認めた場合</td> <td data-bbox="828 655 1072 759"></td> </tr> </table> <p><u>備考 使用料を減額して算出した使用料に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。</u></p> <p>(2) 略</p>	1 利用者が、社会教育、芸術文化又は社会福祉の普及又は活動を公益的又は公共的に開催するために利用する場合	100分の50	2 県域で構成する社会教育団体、芸術文化団体、社会福祉団体その他の公共的な団体が、その目的のために利用する場合		3 その他教育委員会が必要と認めた場合		<p>(使用料の減免)</p> <p>第9条 条例第14条の規定により、使用料を減額し、又は免除することができる場合及び減額の範囲は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 減額できる範囲</p> <table border="1" data-bbox="1187 448 1995 759"> <tr> <td data-bbox="1187 448 1751 552">1 利用者が、社会教育、芸術文化又は社会福祉の普及又は活動を公益的又は公共的に開催するために利用する場合</td> <td data-bbox="1751 448 1995 552">100分の50</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1187 552 1751 655">2 県域で構成する社会教育団体、芸術文化団体、社会福祉団体その他の公共的な団体が、その目的のために利用する場合</td> <td data-bbox="1751 552 1995 655"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1187 655 1751 759">3 その他教育委員会が必要と認めた場合</td> <td data-bbox="1751 655 1995 759"></td> </tr> </table> <p>(2) 略</p>	1 利用者が、社会教育、芸術文化又は社会福祉の普及又は活動を公益的又は公共的に開催するために利用する場合	100分の50	2 県域で構成する社会教育団体、芸術文化団体、社会福祉団体その他の公共的な団体が、その目的のために利用する場合		3 その他教育委員会が必要と認めた場合	
1 利用者が、社会教育、芸術文化又は社会福祉の普及又は活動を公益的又は公共的に開催するために利用する場合	100分の50												
2 県域で構成する社会教育団体、芸術文化団体、社会福祉団体その他の公共的な団体が、その目的のために利用する場合													
3 その他教育委員会が必要と認めた場合													
1 利用者が、社会教育、芸術文化又は社会福祉の普及又は活動を公益的又は公共的に開催するために利用する場合	100分の50												
2 県域で構成する社会教育団体、芸術文化団体、社会福祉団体その他の公共的な団体が、その目的のために利用する場合													
3 その他教育委員会が必要と認めた場合													

意見聴取

瑞穂市附属機関設置条例の一部を改正する条例について
瑞穂市附属機関設置条例の一部を改正する条例案を別紙のとおり提出する。

令和2年1月30日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加 納 博 明

提案理由

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）の施行に基づき、瑞穂市
いじめ問題対策委員会を設置したく、市条例の改正を行うもの。

議案第 号

瑞穂市附属機関設置条例の一部を改正する条例について
瑞穂市附属機関設置条例の一部を改正する条例案を別紙のとおり提出する。

令和2年 月 日提出

瑞穂市長 森 和 之

提案理由

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）の施行に基づき、瑞穂市
いじめ問題対策委員会を設置したく、市条例の改正を行うもの。

瑞穂市附属機関設置条例の一部を改正する条例

瑞穂市附属機関設置条例（平成20年瑞穂市条例第30号）の一部を次のように改正する。

別表教育委員会瑞穂市いじめ問題対策連絡協議会の項の次に次のように加える。

教育委員会	瑞穂市いじめ問題対策委員会	いじめ防止対策推進法第14条第3項の規定に基づき、地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うこと。	5人以内	弁護士 医師 識見を有する者 心理や福祉を専門とする者 その他教育委員会が適当と認める者	2年	教育委員会学校教育課
-------	---------------	--	------	--	----	------------

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

瑞穂市附属機関設置条例新旧対照表

改正案							現行						
別表(第2条関係)							別表(第2条関係)						
附属機関の属する執行機関	附属機関名	担任する事務	委員定数	委員選任基準	委員の任期	庶務担当部課名	附属機関の属する執行機関	附属機関名	担任する事務	委員定数	委員選任基準	委員の任期	庶務担当部課名
市長教育委員会	瑞穂市いじめ問題対策連絡協議会	いじめ防止対策推進法第14条第1項の規定に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、審議調整すること。	10人以内	弁護士 医師 識見を有する者 心理や福祉を専門とするもの関係団体の代表者及び教育委員会が適当と認める者	2年	健康福祉部福祉生活課 教育委員会 学校教育課	市長教育委員会	瑞穂市いじめ問題対策連絡協議会	いじめ防止対策推進法第14条第1項の規定に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、審議調整すること。	10人以内	弁護士 医師 識見を有する者 心理や福祉を専門とするもの関係団体の代表者及び教育委員会が適当と認める者	2年	健康福祉部福祉生活課 教育委員会 学校教育課

教育委員会	瑞穂市いじめ問題対策委員会	いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）第 14 条第 3 項の規定に基づき、地域におけるいじめの防止等のため対策を実効的に行うこと。	5 人以内	弁護士 医師 識見を有する者 心理や福祉を専門とする者 その他教育委員会が適当と認める者	2 年	教育委員会学校教育課
-------	---------------	--	-------	--	-----	------------

瑞穂市立小中学校におけるいじめの重大事態発生時の対応フロー

